

平成22年10月22日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館4階特別会議室

交通政策審議会海事分科会

第18回船員部会

議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
議題 1. 船員労働安全衛生規則の一部改正について	2
議題 2. 船員法施行規則の一部改正について	3
議題 3. 船員派遣事業の許可について（非公表）	4
3. 閉 会	4

【出席者】

（委員及び臨時委員）

公益代表 小杉委員、竹内委員、三好委員、石塚委員、河野委員、野川委員

労働者代表 藤澤委員、池田委員、高橋委員、田中委員

使用者代表 小比加委員、林委員

（事務局）

国土交通省 井手海事局長、後藤審議官

 海事人材政策課 石澤海事人材政策課長、久米雇用対策室長、川上企画調整官

 運航労務課 山本運航労務課長

 海技課 尾形海技課長

開 会

【川上企画調整官】 それでは、定刻より若干早いのですが、本日出席予定者の方が全員そろいましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第18回船員部会を開催させていただきます。

事務局の海事局海事人材政策課の企画調整官の川上と申します。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中12名のご出席になりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず、最初に臨時委員の任期満了に伴いまして、任命手続を進めさせていたところでございますが、10月8日付で発令がございました。お手元に新しい委員名簿をお配りしております。公益委員の井山委員、田付委員、田原委員が退任され、新たに3名の公益委員が任命されておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、河野委員でございます。

【河野臨時委員】 河野でございます。よろしくお願いいたします。

【川上企画調整官】 次に石塚委員でございます。

【石塚臨時委員】 石塚でございます。よろしくお願いいたします。

【川上企画調整官】 このほか、今津委員が任命されておりますが、本日は所用のためご欠席されております。その他の委員につきましては、再任でございますので、ご紹介を省略させていただきます。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。

2枚目の配付資料一覧をごらんください。まず、最初に資料1の「交通政策審議会への諮問」について、諮問第115号がございます。この資料1の1枚紙と別紙、参照条文でございます。続きまして、資料1-2「船員労働安全衛生規則の一部改正」、横紙の1枚でございます。続きまして、資料1の参考資料1、「SOLAS条約第6章の関係規則」、横の英語と日本語と入りまじった資料でございます。次に資料1の参考資料2、「決議MSC 286(86)の勧告」でございます。裏表で、全部で5ページ、3枚でございます。それから資料2でございまして、「船員法施行規則の一部を改正する省令」、縦紙の1枚でございます。次に資料2-1、「船員規則の一部を改正する省令について(概要)」、横の1枚でございます。それから、続きまして資料3、「交通政策審議会の諮問について」、諮問第116号、これが1枚、別紙あわせて2枚でございます。続きまして資料3の1、「船員派遣

事業の許可について」、ホッチキスどめで横紙で2枚のものでございます。配付資料は以上でございますが、皆様、よろしゅうございますでしょうか。

それでは議事に入りたいと思います。小杉部会長、司会進行をよろしくお願いいたします。

議題1. 船員労働安全衛生規則の一部改正について

【小杉部会長】 それでは議事に入りたいと思います。まず、今日の議題1の船員労働安全衛生規則の改正について事務局から説明をお願いいたします。

【山本運航労務課長】 運航労務課長の山本と申します。それでは議題1につきまして、資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

資料1にございますとおり、船員労働安全衛生規則の改正に関する諮問案件でございます。中身につきましては、3枚ほどめくっていただきまして、横長の資料1-2をごらんください。船員労働安全衛生規則の一部改正について、フロー図的にご説明している資料となりますが、今回の改正はSOLAS条約対応の制度改正となります。来年の1月に発効予定の改正条約では、タンカー等で輸送される貨物として油の輸送の場合に加えて、新たに燃料油の搭載について、赤字で記載しておりますが、MSDS、化学物質等安全データシートというものの船内備置が義務づけられることとなります。これに伴って、船員労働安全衛生規則の改正を行わせていただきたいということで、現行の貨物油に加えて、燃料油の搭載について追加する改正を行わせていただきます。

なお、新規の義務づけということではございますが、このMSDSにつきましては、油の譲渡又は提供に際しまして、供給事業者の側から油を使用する者への交付というのが、既に労働安全衛生法の法で義務づけられておりますので、船側から見た場合には、交付を受けたシートを船内に備置しておいてくださいという内容のものとなります。船舶所有者の皆様方にとっても、新たにシートを作成したりというような内容のものではなく、交付を受けたものを備え置くという内容とご理解いただければと思います。条約の発効に伴う施行が来年の1月1日ということで、行政としましても各業界団体等を通じて、新制度の周知に努めさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【小杉部会長】 詳細なご説明ありがとうございました。

それでは本件につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特にないようでございますので、本日出されました、船員労働安全衛生規則の改正につ

いては、「別紙のとおり改正することが適当である」という結論とすることとし、海事分科会長に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小杉部会長】 どうもありがとうございました。

議題2. 船員法施行規則の一部改正について

それでは、次の議題に移りたいと思います。続きまして、議題2の船員法施行規則の改正について、これも事務局から報告をお願いいたします。

【山本運航労務課長】 引き続きまして、同じく運航労務課のほうよりご説明をさせていただきます。議題2といたしましては、資料にございます、船員法施行規則の改正案件でございます。

本件、事業者の皆様から行政のほうに報告いただく様式の改正という内容になっておりますが、行政内部の事務処理にかかわる面が大きいということで、本日は、ご報告という扱いとさせていただきたいと思っております。資料2の下に書いておりますように、既に19日付で官報にも公布をさせていただいております。

中身ですが、従来、船員法体系におきましては、船員法の関連事務遂行にあたっての基礎データの収集という観点から、船舶所有者の方より、年1回ご報告をいただいております。資料では1枚めくっていただきまして、資料2-1という横長の紙を見ていただければと思います。現状、毎年10月1日現在の状況を10月末までに行政、具体的には地方運輸局のほうにご報告いただくということで、中身としては、船名、総トン数や船員数となっておりますが、今般この報告内容に、船舶番号を追加させていただきました。現行、船に関する情報としては船名ということになるんですが、船名だけでは同一船名の船舶もあるということで、船舶番号を追加するというので、左下のほうにございますが、我々の船員労務監査のデータベースにも反映させることにより、船と監査対象というもの1対1で照合することを可能とし、よりの確な監査事務の実現を図ろうという内容のものでございます。

なお、近々発効が予定されており、現在、我々国内法化に向けた準備を進めております、ILOの海事労働条約におきましても、自国籍船に対する条約適合性の確実なチェックを

することとされており、対象全船舶に対する定期的な検査、国内法的には船員法に基づく船員労務監査ということになります。これの実施が求められてるということでありまして、新条約への対応にも資するものと考えております。

以上、報告いただく様式の上での一部記載内容の追加ということで、施行規則の改正についてご紹介させていただきました。

【小杉部会長】 ありがとうございました。

省令については既に、公布、施行済みということで、ご報告ということでありましたが、実際、実務的な内容になっていると思います。何かご質問等、この機会にしておくという事はございますでしょうか。よろしいですか。

それではないようでございますので、次の議題に移りたいと思います。

議題3. 船員派遣事業の許可について

議題3、船員派遣事業の許可についてでございます。本件については、個別事業者の許可に関する事項であり、企業の個別情報も多数含まれておりますので、公開することにより当事者の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方のご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

閉 会

【小杉部会長】 これで本日の予定された議事は、すべて終了しましたけれども、他にこの機会に何かご発言等したいというような……。藤澤委員、どうぞ。

【藤澤委員】 どうもありがとうございます。日本人船員にかかわる税制に関する検討会について、若干国土交通省に御礼を申し上げたいということで発言させていただきます。

皆さんご承知のように、我が国は海洋貿易立国日本でございます。経済安全保障あるいは国民生活を維持するためには、やっぱりそこに日本商船隊あるいはそこで働く日本人船員なくして、なかなかそういう安定した生活が維持できない。そういう状況の中で、今、外航船員は日本人の職員が約2,600名、3,000人を切るような実態でございます。こういったところから、我々は昨年、非常に国土交通省のほうに陳情あるいは説明を重ねまして、平成22年度要求として外航日本人船員の所得税、住民税の軽減措置というもの

を要求していただきました。しかし、実現に至りませんでした。

そこで新たに、井手海事局長をはじめ、国土交通省が中心になりまして、本年、来年、24年度要求を目指して、外航日本人船員を中心にした税制のあり方について、要求のできるような環境整備に向けて検討会を立ち上げていただきました。これからでございますけれど、この場をお借りしまして御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【小杉部会長】 藤澤委員ありがとうございました。

この点については当局で何かございますか。

【井手海事局長】 今、藤澤委員のほうからご発言ございましたが、大変この税制は税理論からすると難しい部分がございます。したがって、普通の税制であれば、こういった勉強会、検討会を経ないケースが多いんですけども、この税制は大変大事なテーマであるということと、税制の組み立てとして難易度もあるということで、役所、それから全日海はもちろんでございますが、使用側の方々、そしてまた税の本当の専門家の方々、これは税の要求の理論づけを含めてかなり今までの経験のある方もメンバーに入っていたいて、しっかり来年の夏に向けて勉強をしていこうという趣旨でございます。部会の皆様方におかれましても、そういった背景をご理解いただきまして、ぜひご支援いただきますよう、よろしく願いいたします。

【小杉部会長】 ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。なければこれで、議事はすべて終了ということにいたしたいと存じます。今回は、非常に議論がたくさん出まして、私も司会をしていて、時間どおり終わらせるのにちょっと苦心をいたしましたけれども、今日は皆様のご協力をいただき、大変スムーズに議事を終わらせていただき、どうもありがとうございました。

それでは事務局のほうから、次回の日程等をよろしく願いいたします。

【川上企画調整官】 次回の日程でございますが、今回は11月26日金曜日の16時からを予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。なお、お手元に今年度末までの船員部会の開催予定をお配りしておりますので、ご予約に入れていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

【小杉部会長】 ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第18回船員部会を閉会いたします。

本日は、お忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —